

議案第 4 号

四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会条例の制定について

次のとおり四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、本市において令和 6 年度以降の介護保険事業を単独実施するにあたり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく介護保険施設等の適正な整備の推進を図るため、新たに四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会を設置いたしたく、本案を提案した。

四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく介護保険施設等（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの事業を行う施設又は事業所をいう。以下この条において同じ。）の適正な整備の推進を図るに当たり、本市が公募する介護保険施設等の整備を行う事業者（次条において単に「事業者」という。）を選定するため、四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、事業者の選定に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験又は福祉、保健若しくは医療に関する識見を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員長 日額 8,500 」 を

「 四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員長 日額 8,500
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会副委員長 日額 8,000
四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会委員 日額 7,500
四條畷市民間保育園等運営事業者選定委員会委員長 日額 8,500 」 に改める。